

勝浦市農業委員会会議録

(6 月定例会)

平成29年6月7日(水曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1 番 吉 野 茂 子	2 番 末 吉 光	3 番 数 金 清 美
4 番 谷 敏 夫	5 番 淺 野 香 太 郎	6 番 佐 藤 衛
7 番 藤 江 義 博	8 番 滝 口 裕 都	9 番 高 旨 粧 一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪 田 正 書記 瀧 口 智 大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

第3 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

月日が経つのも非常に早いもので、今日は6月初旬でございます。

九州や山口県では梅雨入りしたということで、関東も間もなく梅雨に入るのではないかと考えております。

水田を見回してみますと、5月の天候が良かったせいか稲の生育も見た限り概ね順調に進んでいるのではないかと思います。

それと併せまして、去年は作付していたけれど今年は休耕しているといった水田も去年に比べて多少増えているように感じます。

我々農業委員に課せられた使命は、農地の利用状況と併せまして遊休農地に不法投棄や無断転用など、そういった事が無いように、また農地を第三者や中間管理機構などにおいて農地の維持管理をするということが大きな役目であろうかと考えております。

どうかひとつ皆様方も協力をしていただき、農地のパトロール、利用状況調査をお願いしたいと思っております。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

これより、平成29年勝浦市農業委員会6月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知をお願い申し上げたいと思っております。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、5番浅野香太郎委員及び6番佐藤衛委員を指名いたします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は宿戸の田、1筆、776平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきましては、譲受人は自宅に近く耕作しやすいため申請地を買い受けたいとし、譲渡人は勝浦市に住んでおらず近隣の人をお願いしたいとして申請がなされたものです。

申請位置は、大楠消防詰め所から●●約●●●メートルの地点となります。

次に2ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は宿戸の登記地目、畑、現況、田んぼ・畑となっており、面積は1,596平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきましては、譲受人は自宅に近く耕作しやすいため申請地を買い受けたいとし、譲渡人は相続財産管理人として、農地の維持管理が困難であるとの理由から申請がなされたものです。

申請位置は、大楠消防詰め所から●●約●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、6番佐藤衛委員、お願いします。

○6番（佐藤衛委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

6月4日、申請者と面談し現地を確認したところ、現地は、田として耕作されておりました。

譲受人は、自宅に近い申請地を買い受け耕作したいとして申請に至ったとのことです。

許可要件について確認したところ、特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） ありがとうございます。

引き続き、申請番号2番につきまして、6番佐藤衛委員、お願いします。

○6番（佐藤衛委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

6月4日、申請者と面談し現地を確認したところ、現地は、田と畑として耕作されておりました。

譲受人は、自宅に近い申請地を買い受け耕作したいとして申請に至ったとのことです。

許可要件について確認したところ、特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） これをもちまして、説明及び報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、滝口委員。

○8番（滝口裕都委員） 一点確認なのですが、申請番号2番についてですが、申請の地番が宿戸笠間742番ということで記載がありますが、これ公図が742番1と2で分かれています。742番1と2併せた申請でよろしいでしょうか。

○事務局長（窪田正） 登記簿の地番で確認しますと、742番地の1筆となっております。公図の方だと742番の1と2に分かれておりますが、登記簿は1筆ということで1筆という扱いになります。

○8番（滝口裕都委員） はい、ありがとうございます。

○議長（高吉粧一会長） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は举手願います。

（举手全員）

○議長（高吉粧一会長） 举手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は举手願います。

（举手全員）

○議長（高吉粧一会長） 举手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、申請番号1番につきましては、●番●●●●委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与制限の対象となりますので、ご発言、採決とできませんので、ご了承願います。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成29年5月30日付けで決定を求められたものです。

このたびの6月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画1件、676平方メートルです。資料の3ページをご覧ください。

申請番号1番、市野川の田、676平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、7月1日から5ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は举手願います。

（举手全員）

○議長（高吉粧一会長） 举手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、日程第3、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） ご発言が無いようですので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成29年勝浦市農業委員会6月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時45分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成29年6月7日

議 長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員
